

愛知県は、重症心身障害児者の入所施設が、他の類似府県に比べて少なく、国公立の施設に限られています。また、重症心身障害児や重度の発達障害児などが地域で生活する場合や、施設での対応を要する場合であっても、できる限り身近な地域で専門的な療育や医療支援が受けられ、安心して生活できる体制づくりを進めていく必要があります。

発達障害のある子どもへの支援体制も求められてきています。平成24年に実施された文部科学省の調査によると、小・中学校では、特別支援学級だけでなく、通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%在籍しているとの結果が得られています。

これらの子どもたちに対しては、発達障害者支援法に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた、教育や就労、生活面での一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障害に関する診断ができる医師や支援に関わる専門的技術を持つ人材の養成など、各地域における支援体制の充実を図る必要があります。

#### 取組の方向性

**障害の状態を理解し、子どもの発達段階に応じ、一人ひとりに合った教育や支援を実施します。**

#### ◇今後の取組

##### (全般的な支援)

- 県は、児童発達支援センターを地域における中核施設として位置づけ、必要なサービスが必要なときに利用できるよう、放課後等デイサービスなどのサービス提供体制の充実や、障害児相談支援体制の整備に努めるとともに、在宅での療育上の指導や助言を行う障害児等療育支援事業を県内13箇所の支援・拠点施設において実施します。(健康福祉部)
- 県は、愛知県特別支援教育推進計画に基づき、特別支援学校の過大化による教室不足の解消及びスクールバスの整備など、通学環境の改善を図ります。(教育委員会)

##### (幼児期の支援)

- 市町村や私立の保育所や幼稚園においては、障害のある幼児の受入に必要な環境改善や職員の資質向上を図ります。県は環境改善等に対する費用の補助を行い、障害児保育や特別支援教育の充実に努めます。(県民生活部、健康福祉部、教育委員会)

- 障害のある子どもに対して、適切な支援・指導を行うための、幼稚園・保育所及び小中高等学校における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成率の改善を図ります。 (教育委員会)

#### (学齢期の個々に応じた支援)

- 県は、小中高等学校に通う障害のある子どもが、障害の状態に応じた指導を受けられることができるよう、人員の配置や施設・整備等の充実について検討していきます。
- 県は、就学にあたって特別支援学校体験入学などを実施するとともに、早期教育相談事業の対象年齢を広げるなど早期教育支援等の充実を図り、子どもの発達に不安のある保護者が安心して子育てできるよう支援します。また、聴覚に障害のある幼児に対する教育相談についても実施します。
- 県は、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校には、看護師を配置し、障害の状態に配慮した教育の充実に努めます。
- 障害の特性に配慮した教育内容の充実に向けて、重複障害のある児童生徒のすべてが「重複障害学級」に在籍できるよう努めます。 (以上 教育委員会)

#### (教員等の資質向上)

- 県は、特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に努め、教員の専門性を高めます。
- 県は、研修等により、特別支援教育担当指導主事や教員の資質向上に努めるほか、障害のある児童生徒に対する教育的支援を行うための体制整備を推進します。 (以上 教育委員会)
- 県は、放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れに必要な環境改善や、専門知識等を有する支援員の配置への助成を行うとともに、支援員等に対する研修の充実を図ります。  
また、小中学校等の空き教室などを活用するなどし、日中一時支援事業の充実に努め、保護者の就労やレスパイト(休息)を支援します。 (健康福祉部)

#### (障害のある子どもの社会参加)

- 障害のある子どもの自立と社会参加を目指し、特別支援学校の小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた、一貫したキャリア教育を推進します。  
また、関係機関と連携した就労支援で、障害のある生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を図ります。 (教育委員会)

### (経済的負担の軽減)

- 県は、家庭において精神又は身体の障害のある子どもを監護、養育している方に支給される国の特別児童扶養手当に加え、重度な障害のある子どもに障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。(健康福祉部)

### (施設整備)

- 県は、「第二青い鳥学園」(岡崎市)の移転改築にあわせ、現在の肢体不自由児に加え、重症心身障害児者のための病床を整備するとともに、「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設の整備により、地域における支援拠点施設の整備を進めます。
- 県は、「愛知県心身障害者コロニー」(春日井市)を県内の障害児者医療や重症心身障害児者療育の拠点となる「医療療育総合センター(仮称)」として再編整備を進めるとともに、同センターを中心とする発達障害医療ネットワークや重心療育ネットワークの構築を進め、全県的な医療・療育の支援体制を構築します。(以上 健康福祉部)

### (発達障害のある子どもの支援体制の充実)

- 県は、市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者を、全市町村(名古屋市を除く)に配置できるよう養成します。
- あいち発達障害者支援センターでは、発達障害に関する家族への相談支援や、地域への支援機能の強化として研修の実施や関係機関との連絡調整等を行います。(以上 健康福祉部)

### ◇5年後のあいちの姿(数値目標)

項目名	現況	目標
個別の教育支援計画の作成率	保育所 56.3% 幼稚園 61.5% 小学校 97.9% 中学校 97.7% 高等学校 38.7% (平成26年度)	100% (平成30年度)

## 基本施策 18 外国人の子どもへの支援

### ◇現状と課題

#### 全国一位の外国人児童生徒数

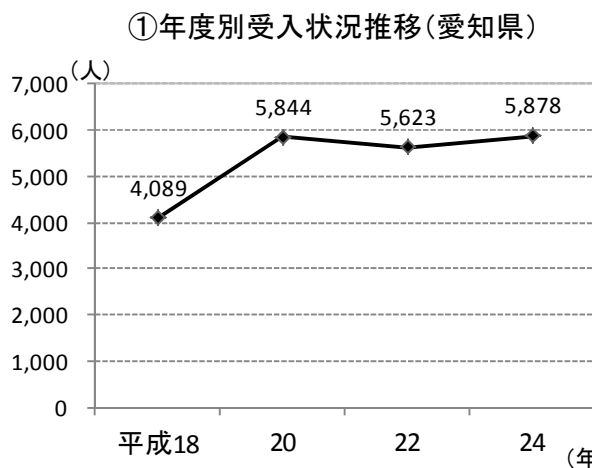
法務省の在留外国人統計によれば、平成 26 年 6 月末の本県の在留外国人数は 19 万 8,919 人で全国の 9.5%を占め、東京都、大阪府に次いで多くなっています。また、受入外国人児童生徒数は全国 1 位となっており、全国の約 2 割の児童生徒が本県の学校に通っている状況にあります。

本県に在住する外国人の母国語としては、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等が多く、日本語が理解できない児童生徒もいます。

こうした日本語指導が必要な児童生徒数は、一時的に減少に転じたものの増加傾向にあり、全国でも最も多い状況です。一人ひとりの日本語能力が様々なこともあり、学習内容を理解できる日本語能力を習得するためには、日本語に触れる機会を少しでも増やす必要があります。

また、社会の一員として自立していくために、日本語習得に向けた支援が求められます。

図表 56 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況



②受入外国人児童生徒数の多い都府県と学校数(平成 24 年度)

	児童生徒数(人)	学校数(校)
愛知県	1位 5,878	648
神奈川県	2位 2,863	517
静岡県	3位 2,488	354
東京都	4位 1,980	651
大阪府	5位 1,966	401
全国計	27,013	5,764

資料：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

注：平成 22 年度以前は 9 月 1 日現在、平成 24 年度以降は 5 月 1 日現在

なお、平成 20 年度より隔年実施

学校生活への不適応から、不登校傾向を示す児童生徒もおり、外国人児童が小学校へ早期に適応できるような就学前の取組の普及や支援が必要です。

## 取組の方向性

外国人の子どもが不自由なく公立小学校に通え、生活できるよう、言語面や生活面からの支援を行います。

### ◇今後の取組

#### (日本語学習の支援の充実)

- 県は、外国語及び日本語に堪能な語学相談員を教育事務所に配置して、外国人児童生徒数の多い市町村や、語学相談員等を採用していない市町村を中心に、市町村教育委員会の要請に応じて、語学相談員の派遣を実施します。
- 県は、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小・中学校に対して、日本語教育適応学級担当教員を配置し、日本語指導や適応指導を実施します。  
(以上 教育委員会)
- 県は、外国人児童生徒による日本語スピーチコンテストを開催し、多文化共生に対する日本人県民と外国人県民との相互理解を促進します。
- 県は、プレスクール事業の成果を踏まえ作成された「プレスクール実施マニュアル」等を活用し、市町村によるプレスクールの普及を図り、入学直前の外国人の子どもを対象に、公立小学校へ適応できるようにするための支援を進めます。
- 県は、外国人幼児向け日本語学習教材等の作成による未就学児への支援や、地域でNPO等が行う日本語教育の支援を進めます。  
(以上 県民生活部)

#### (多文化共生に向けた支援の充実)

- 日系ブラジル人など外国人が多数居住し、共通の課題を抱える愛知県をはじめとする7県1市が連携して設置した「多文化共生推進協議会」において、共通の課題などについて議論を深め、国への共同要望などを実施します。
- (公財)愛知県国際交流協会では、外国人県民の多様化する問題に対応するため、多文化ソーシャルワーカーをあいち国際プラザ内多文化共生センターに配置し、多言語での相談・情報提供や個別支援を実施しています。県は、ウェブページ等を活用して、生活や相談窓口に関する情報を掲載して、多文化共生に関する情報提供について一層の充実を図ります。  
(以上 県民生活部)

### ◇5年後のあいちの姿(数値目標)

項目名	現況	目標
外国人の子どものプレスクール実施市町村数	14市町 (平成25年度)	増加 (平成31年度)

## 小牧市国際交流協会の取組「プレスクール事業」

小牧市国際交流協会は、平成 22 年度より、1 月から 3 月までの期間に市内の保育園や公民館でプレスクール事業を実施しています。小牧市内在住の外国にルーツを持つ公立小学校入学直前の児童が学校生活に早期に適応できるよう、関係機関と連携を図りながら、就学に向けた支援をしていくことを目的としています。

### ○ 特徴

住友理工株式会社の寄附により運営しており、小牧市保育課・教育委員会・シティープロモーション課（多文化共生推進担当課）と連携して実施しています。様々な担い手が連携して、外国人幼児支援を通じた多文化共生社会の推進に取り組んでいます。

### ○ 概要

事前研修を受講した有償ボランティアによる指導を行っています。幼児の主なルーツを持つ国は、ブラジルやフィリピン、ペルーなどです。小学校での基本的マナーを身につける、ひらがななどの基礎的学習、日本語でのコミュニケーション能力の向上、保護者に対する日本の小学校への理解の促進を目標としています。

### ○ 成果

教員からは「準備等は大変だが、保護者から感謝されると嬉しい」「皆でつくり上げた授業が楽しい」という声があり、保護者からは「プレスクールを通して子どもが読むことに興味を示した」「“ママ友”にプレスクールの話をしたら、皆興味を持って参加したがつっていた」などの意見が寄せられています。





### (3) 子どもの安全な環境を確保する

## 基本施策 19 子育てしやすい居住環境の整備

### ◇現状と課題

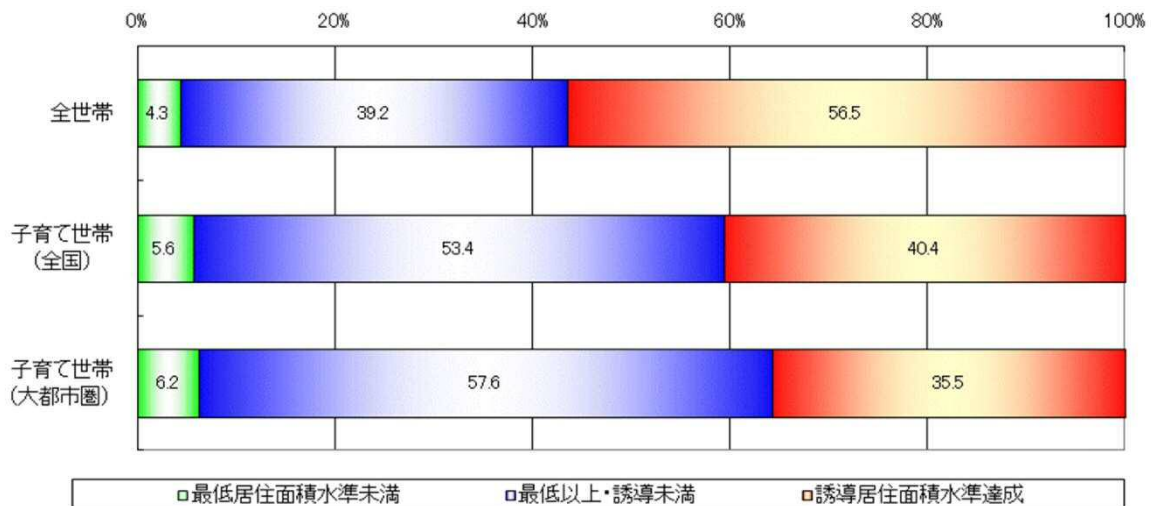
#### 様々な居住ニーズへの対応 家庭における事故予防

住まいは、家族と暮らし、人を育て、安らぎを得る空間として、また社会生活やコミュニティ活動を支える拠点として、欠かせない基盤となっています。

民間賃貸住宅においては、子育て世帯などが家賃の不払いや入居中の事故、子どもをめぐるトラブル発生の可能性等の理由で入居制限される問題が発生しているとも言われています。結婚し、子育てを始めるための賃貸住宅の情報提供、確保が求められます。

また、住宅総数が世帯数合計を上回る状況の中、世帯人数の多い子育て世帯が比較的狭い賃貸住宅に住み、高齢者の単身・夫婦世帯が比較的広い戸建て住宅に住むなど、居住世帯と居住面積とのミスマッチも生じており、様々な居住ニーズに対応できる仕組みづくりも必要です。

図表 57 子育て世帯の居住面積水準達成状況(全国)



資料：総務省「平成20年住宅・土地統計調査」特別集計

注1：住生活基本計画（全国計画）に定める誘導居住面積水準及び最低居住面積水準により算定  
 注2：子育て世帯とは、2人以上の世帯で世帯主又はその配偶者以外に18歳未満の者がいる世帯



小さな子どもがいる家庭では、住宅内の安全対策も重要です。

子どもの死因の上位に「不慮の事故」があり、その直接的な原因は子どもの年齢によって異なりますが、乳幼児ではボタン電池の誤飲や浴室での溺死、ベランダからの転落等があります。不慮の事故の多くは家庭内で起こっているため、家庭での事故予防対策が重要です。

市町村では、乳幼児健康診査の機会を利用し、乳幼児の事故予防対策の普及啓発に努めていますが、より一層の推進が求められます。

また、室内の空気汚染等が子どもの健康に影響を及ぼす可能性があることから、シックハウス症候群の対策も引き続き重要です。

### 取組の方向性

**子育て世帯等の居住ニーズに応じた住宅整備を進めるとともに、住まいの選択に必要な情報が得られるよう支援します。**

### ◇今後の取組

#### (子育て世帯等に適した住宅確保の支援)

○ 県営住宅については、建替え時に地域のニーズに応じた子育て支援施設の併設を推進するとともに、地域の子育て拠点として団地内施設の活用を図ります。

また、子育て世帯や新婚世帯への優先入居制度の周知に努めます。

○ 県は、子育て世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅<sup>\*1</sup>）に関する情報を市町村、社会福祉法人、NPO等支援団体、仲介事業者等と連携して提供するとともに登録促進を図ります。

また、子育て世帯などを入居対象とする民間賃貸住宅で、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業<sup>\*2</sup>などの補助制度を活用して整備した賃貸住宅に関する情報を市町村、社会福祉法人、NPO等支援団体、仲介事業者等と連携して提供します。

---

\*1 あんしん賃貸住宅

高齢者、一人親、小さい子どもがいる世帯等を受け入れることとした民間賃貸住宅で、愛知県に登録された住宅。

\*2 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業

既存の民間賃貸住宅の質の向上と、空家を有効に活用することにより子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築するため、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある民間住宅の改修工事に要する費用の一部を国が平成26年度まで住宅の所有者に直接補助を行った事業。

- 県は、世帯の居住ニーズにあった住宅への住み替えが円滑に行えるよう、一般社団法人移住・住みかえ支援機構による住替え支援事業の普及を図ります。

(以上 建設部)

**(家庭内の安全確保等)**

- 各家庭での事故予防の取組が推進されるよう、市町村は、乳幼児健診等の保健事業を通じて、年齢に応じた事故予防対策の普及啓発を行います。

県は、市町村の取組を分析・評価し、他自治体の先進的な取組の情報提供を行います。  
(健康福祉部)

- あいち小児保健医療総合センターに設置した「子ども事故予防ハウス」を活用した情報や学習機会の提供を行います。  
(病院事業庁)

- 県は、シックハウス症候群<sup>\*3</sup>の発生を未然に防ぐための啓発、予防指導などの活動を行います。  
(健康福祉部)

◇5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
乳幼児の事故予防対策をしている家庭の割合	72.5% (平成25年度)	増加 (平成31年度)

---

\*3 シックハウス症候群

建物内環境における、化学物質の関与が想定される皮膚や眼、咽頭、気道などの皮膚・粘膜刺激症状、全身倦怠感、めまい、頭痛・頭重などの健康障害の総称。